

5 議案第 69 号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する 条例案について

1 改正の経緯

消費税法等の一部改正に伴い、みえ県民交流センターの施設等の利用に係る料金の額を改定します。

2 みえ県民交流センター条例の一部改正の概要 別表のとおり。

3 施行日

平成 26 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行。

(別表)

(現行)

区分		単位	金額 (円)
ミーティングルームA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	<u>1,000</u>
	その他に利用する場合	1時間につき	300
ミーティングルームB	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	<u>1,000</u>
	その他に利用する場合	1時間につき	300
交流スペースA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	<u>5,000</u>
	その他に利用する場合	1時間につき	<u>1,500</u>
センターの附属設備 一点又は一式		1回につき	<u>500</u>

(改正後)

区分		単位	金額 (円)
ミーティングルームA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	<u>1,020</u>
	その他に利用する場合	1時間につき	300
ミーティングルームB	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	<u>1,020</u>
	その他に利用する場合	1時間につき	300
交流スペースA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	<u>5,140</u>
	その他に利用する場合	1時間につき	<u>1,540</u>
センターの附属設備 一点又は一式		1回につき	<u>510</u>

※下線部は、改正のあった事項です。

改正案

別表（第十二条、第十九条関係）

一 ミーティングルーム		区	分	単位	金額(円)
ミーティ ングルー ムA	営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合	一時間 につき	一、〇二〇		
ミーティ ングルー ムB	営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合	一時間 につき	一、〇二〇		
その他に 利用する 場合		一時間 につき	三〇〇		
その他に 利用する 場合		一時間 につき	三〇〇		

備考（略）

二 交流スペース

交流スペースA		区	分	単位	金額(円)
営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合		一時間 につき	五、一四〇		
その他に 利用する 場合		一時間 につき	一、五四〇		

備考（略）

三 センターの附属設備

区	分	単位	金額(円)
一点又は一 点又は一 式	一回につ き	金	五、一〇

現行

別表（第十二条、第十九条関係）

一 ミーティングルーム		区	分	単位	金額(円)
ミーティ ングルー ムA	営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合	一時間 につき	一、〇〇〇		
ミーティ ングルー ムB	営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合	一時間 につき	一、〇〇〇		
その他に 利用する 場合		一時間 につき	三〇〇		
その他に 利用する 場合		一時間 につき	三〇〇		

備考（略）

二 交流スペース

交流スペースA		区	分	単位	金額(円)
営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合		一時間 につき	五、〇〇〇		
その他に 利用する 場合		一時間 につき	一、五〇〇		

備考（略）

三 センターの附属設備

区	分	単位	金額(円)
一点又は一 点又は一 式	一回につ き	金	五、〇〇

6 議案第 87 号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する 条例案について

1 改正の経緯

消費税法等の一部改正等に伴い、三重県総合文化センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理します。

2 三重県総合文化センター条例の一部改正の概要

- (1) 別添新旧対照表のとおり料金の額を改定します。
- (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、当該条例名を改正します。
- (3) 指定管理者の利用料金制度の趣旨を踏まえ、別表 3 の「5 飲食サービス、物販サービスその他のサービスに必要な場所」について、レストランの額を次のとおり整理します。

現行		改正後
5 飲食サービス、物販サービスその他のサービスに必要な場所		5 飲食サービス、物販サービスその他のサービスに必要な場所及び指定管理者が利用を認める場所 1平方メートル当たり1年間につき39,600円
区分	一年間の金額(円)	
レストラン(事務室及びロッカーを含む。)	3,653,240	
その他の場所(1平方メートル当たり)	38,500	

3 施行日

平成26年4月1日(一部公布の日)から施行。

○三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

(他の条例との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

別表第三(第十一條、第十八條関係)

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区分	金額(円)		大ホール																					
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	日平均																					
			入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	入場料を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする	席のう	ち一階	部分の	みを使	用する	ことを	いう。	以下同	じ。	のとき	その他	のとき	一部使	用のと	き	入場料の額が千円を目的	営利又は宣伝を目的		
で	正午まで	時まで	五〇、九八〇	一〇、二〇一	一七〇	四七、七〇、四九四、三	一七〇	四〇	六〇	三〇、四七、一六二、九	四四〇	七〇	〇〇	三〇、三〇	五〇、七五、四一〇〇、	三〇、八〇	六五〇	三〇、四七、一六二、九	四四〇	七〇	〇〇	〇、六一五〇、二〇一、	五〇、九八〇	三二〇

現行

(他の条例との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

別表第三(第十一條、第十八條関係)

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区分	金額(円)		大ホール																					
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	日平均																					
			入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	入場料を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする	席のう	ち一階	部分の	みを使	用する	ことを	いう。	以下同	じ。	のとき	その他	のとき	一部使	用のと	き	入場料の額が千円を目的	営利又は宣伝を目的		
で	正午まで	時まで	八六〇	九七、一四六、一九五、	八六〇	四五、六八、四九一、七	八六〇	九〇	四〇	三〇、四七、一六二、九	五七〇	六〇	六〇	八六〇	四八、七三、三九七、八	九二〇	九〇	六〇	三〇、四七、一六二、九	五七〇	六〇	九七、一四六、一九五、	八六〇	七二〇

ル ホ 中												
日 平												
入場料の額が五 千円以上の場合	入場料の額が三 千円以上五千 円以下の場合	合 その他 のとき	下の場 のとき	千円以 上三 千円以 下の場合	千円を 目的 とする	入場料 の額が は宣伝 のとき	入場料 の額が は宣伝 のとき	場 合	以下 の 場合	千円 以下 の場合	千円 以上 の場合	入場料 の額が は宣伝 のとき
七五、 一三三、 一五〇、	九〇〇、 六〇 八一〇	七三〇、 一〇 八〇		三三〇、 八〇 六五〇	五〇、 七五、 四一〇〇、	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四
七五、 一三三、 一五〇、	九〇〇、 六〇 八一〇	七三〇、 一〇 八〇		三三〇、 八〇 六五〇	五〇、 七五、 四一〇〇、	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四	三三〇、 五六、 六七五、 四

ル ホ 中												
日 平												
入場料の額が五 千円以上の場合	入場料の額が三 千円以上五千 円以下の場合	合 その他 のとき	下の場 のとき	千円以 上三 千円以 下の場合	千円を 目的 とする	入場料 の額が は宣伝 のとき	入場料 の額が は宣伝 のとき	場 合	以下 の 場合	千円 以下 の場合	千円 以上 の場合	入場料 の額が は宣伝 のとき
七三、 一一〇、 一四六、	一六〇、 四〇 三二〇	六九〇、 四〇 九〇		九二〇、 九〇 六〇	四八、 七三、 三九七、 八	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三
七三、 一一〇、 一四六、	一六〇、 四〇 三二〇	六九〇、 四〇 九〇		九二〇、 九〇 六〇	四八、 七三、 三九七、 八	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三	三六、 五五、 〇七三、 三

小 平 日										土 曜 日																							
合	下	千	以	千	の	入	場	以	が	料	び	場	し	を	入	合	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千
下	場	円	上	一	額	場	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
場	時	以	三	一	が	料	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
下	時	三	十	十	千	の	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
場	時	十	十	十	千	の	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
一、			〇八〇	一五、			三〇	七、五				三二〇	一一、			三六〇	九四、			六三〇	七八、			一七〇	四七、			四四〇	三一、			四八〇	
一六、			二〇	三三、			一〇	一一、				八〇	一六、			四三〇	二四三、			五二〇	一一九、			一〇	七一、			九〇	四七、			二二〇	
九三、			八〇	六三〇、			八〇	三二五、				二〇	九三二、			七三〇	一八八、			二六〇	二五七、			六〇	七九四、			〇〇	六二、			九八〇	
六				一				〇					六																				

小 平 日										土 曜 日																							
合	下	千	以	千	の	入	場	以	が	料	び	場	し	を	入	合	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千
下	場	円	上	一	額	場	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
場	時	以	三	一	が	料	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
場	時	十	十	十	千	の	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
場	時	十	十	十	千	の	合	下	千	の	入	場	し	を	入	千	入	円	千	入	場	以	千	の	入	場	以	千	の	入	合	千	
一、			六七〇	一四、			三〇	七、三				〇〇〇	一一、			七四〇	九一、			四五〇	七六、			八六〇	四五、			五七〇	三〇、			三九〇	
一六、			〇〇	二二、			〇〇	一一、				一〇	一六、			四五〇	二三九、			二〇〇	一一六、			二〇	六九、			七〇	四六、			〇八〇	
五三、			五〇	二九、			七〇	二四、				〇〇	五三二、			四九〇	一八三、			九〇〇	一五二、			四〇	七九一、			六〇	四六、			七九〇	
〇				三				六					〇																				

室ルサハリ一第

曜日	日曜	土曜	平日		日休び及曜日																	
			その他	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	合	千一円以上の場	入場料の額が五円以下の場合	千一円以上五千円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合	千一円以上の場	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合	千一円以上の場	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合	千一円以上の場	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合			
その他	六、二七〇	五七〇	一〇	五、〇〇〇	四一〇	二六、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	二二、〇〇〇	一三、〇〇〇	二〇〇	八、七〇〇	九〇	六二〇	二二、〇〇〇	一三、〇〇〇	二〇〇	六二〇	二二、〇〇〇	一八、〇〇〇	八六〇	三二〇
その他	二九、四二〇	六〇	〇	七、五三〇	一〇	四一、五五六	九〇	九〇	三三、五四七	二〇、七二八	五〇	二七、六三七	三〇	六〇	二〇、七二八	五〇	三〇	六〇	三三、九四五	二八、二三七	九〇	八〇
その他	二二、五七〇	四〇	六〇	三〇、〇〇〇	一〇	五五、六六〇	七〇	七〇	四七、七二八	九〇	九〇	八一、八八〇	六〇	七〇	九〇	九〇	六〇	七〇	四七、七二八	三〇	三〇	二〇

室ルサハリ一第

曜日	日曜	土曜	平日		日休び及曜日																	
			その他	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	合	千一円以上の場	入場料の額が五円以下の場合	千一円以上五千円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合	千一円以上の場	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合	千一円以上の場	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合	千一円以上の場	入場料の額が三	千一円以上五千円以下の場合			
その他	六、一〇〇	二二〇	八〇	四、八七〇	六八〇	二五、三九〇	三九〇	三九〇	二二、〇〇〇	一二、〇〇〇	八四〇	八、五〇〇	五〇	〇〇〇	二二、〇〇〇	一二、〇〇〇	八四〇	〇〇〇	二二、〇〇〇	一八、〇〇〇	三四〇	〇〇〇
その他	一九、一六〇	四〇	〇	八、七三九	六〇	四〇、三三五	三〇	三〇	三三、六四五	二〇、九三六	八〇	二六、九三六	五〇	二〇	三三、〇〇〇	二〇、二二七	八〇	二〇	三三、〇〇〇	二七、五三六	一〇	一〇
その他	二二、二〇〇	五〇	〇	三九、七八〇	四〇	五五、〇〇〇	六〇	六〇	四七、七二八	九〇	九〇	四一、八八〇	四〇	二〇	四七、七二八	一〇	四〇	二〇	四七、七二八	三〇	九〇	〇〇

楽屋二十一及び楽屋	楽屋二十	楽屋十九	八まで	楽屋十四から楽屋十	三	楽屋十二及び楽屋十	楽屋十一	楽屋十	楽屋九	で	楽屋三から楽屋八ま	楽屋一及び楽屋二	ワークショップ	室ルサリハリ二第							
														日休び及日曜日		日曜土		日平		日休び及日	
														その他の場合		営利又は宣伝を目的とする催物の場合		その他の場合		営利又は宣伝を目的とする催物の場合	
八七〇	二〇	四九〇	八七〇	〇〇	二、五〇	八七〇	〇〇	一、五〇	二、一〇	八七〇	〇〇	二、五〇	八〇	四、三六、九一九、四二九〇	八、七二、八二八、八九〇	三、七五、六四七、五三〇	七、五二、三一五、〇三〇				
一、二四二、七四〇	〇	七五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三〇	〇	一〇				
〇	〇	九九〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六〇	〇	八〇				

楽屋二十一及び楽屋	楽屋二十	楽屋十九	八まで	楽屋十四から楽屋十	三	楽屋十二及び楽屋十	楽屋十一	楽屋十	楽屋九	で	楽屋三から楽屋八ま	楽屋一及び楽屋二	ワークショップ	室ルサリハリ二第							
														日休び及日曜日		日曜土		日平		日休び及日	
														その他の場合		営利又は宣伝を目的とする催物の場合		その他の場合		営利又は宣伝を目的とする催物の場合	
八五〇	八〇	四八〇	八五〇	三〇	二、四三	八五〇	六〇	一、四〇	二、〇七	八五〇	三〇	二、四三	二〇	四、二六、七二九、一六七〇	八、五一、三、四一八、三五〇	三、六五、四九七、三三〇	七、三二、一〇、二四、六三〇				
一、二二一、七〇〇	〇	七三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇	〇	〇				
〇	〇	九七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四〇	〇	七〇				

二十二			〇	〇
楽屋二十三	五九〇	八九〇	一、二〇〇	〇
楽屋二十四	六九〇	一、〇四〇	一、三九〇	〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となっている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となつて利用時間にあつては直後の額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となっている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となつて利用時間にあつては直後の額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 三 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分	金額(円)	
	午前九時	午後六時

二十二			〇	〇
楽屋二十三	五八〇	八七〇	一、一七〇	〇
楽屋二十四	六八〇	一、〇二〇	一、三六〇	〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となっている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となつて利用時間にあつては直後の額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 三 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分	金額(円)	
	午前九時	午後六時

リキヤギ二第										リキヤギ一第																																																
日平					日休び及日曜日、日曜日					日平																																																
合	その他の場	場合	する催物の	伝を目的と	用使一の分二					用使部全					合	その他の場	場合	する催物の	伝を目的と	用使一の分二					用使部全																																	
					の場	その他	場合	催物の	とする	を目的	は宣伝	営利又	の場	その他						場合	催物の	とする	を目的	は宣伝	営利又	の場	その他	場合	催物の	とする	を目的	は宣伝	営利又																									
五七〇	一一、二		七三〇	三七、	六八〇	一〇、		〇七〇	三二、	三八〇	二一、		一六〇	六四、	九〇	八、七		四一〇	二六、	六〇〇	一七、		八三〇	五二、		一〇	一五、七		七〇	四七、	三〇	一三、八		一〇	四一、五	四〇	二七、〇		五〇	八一、	一〇	一一、三		六〇	三三、九	二〇	二二、六		二〇	六七、九	二〇	九六七、九	で	正午ま	時から	時	から	
一〇	一五、七		七〇	一四七、	三〇	一三、八		一〇	四一、五	四〇	二七、〇		五〇	八一、	一〇	一一、三		六〇	三三、九	二〇	二二、六		二〇	六七、九	二〇		二五、七		七〇	一四七、	三〇	一三、八		一〇	四一、五	四〇	二七、〇		五〇	八一、	一〇	一一、三		六〇	三三、九	二〇	二二、六		二〇	六七、九	二〇	九六七、九	時	まで	午後五	時から	時	から
一〇	二五、七		七〇	一四七、	三〇	一三、八		一〇	四一、五	四〇	二七、〇		五〇	八一、	一〇	一一、三		六〇	三三、九	二〇	二二、六		二〇	六七、九	二〇		二五、七		七〇	一四七、	三〇	一三、八		一〇	四一、五	四〇	二七、〇		五〇	八一、	一〇	一一、三		六〇	三三、九	二〇	二二、六		二〇	六七、九	二〇	九六七、九	時	まで	午後九	時から	時	から

リキヤギ二第										リキヤギ一第																																																
日平					日休び及日曜日、日曜日					日平																																																
合	その他の場	場合	する催物の	伝を目的と	用使一の分二					用使部全					合	その他の場	場合	する催物の	伝を目的と	用使一の分二					用使部全																																	
					の場	その他	場合	催物の	とする	を目的	は宣伝	営利又	の場	その他						場合	催物の	とする	を目的	は宣伝	営利又	の場	その他	場合	催物の	とする	を目的	は宣伝	営利又																									
二二〇	一一、二		六九〇	三六、	三九〇	一〇、		一八〇	三一、	七九〇	二〇、		三八〇	六二、	五〇	八、五		六八〇	二五、	二二〇	一七、		三七〇	五一、		一〇	一五、二		六〇	四五、八	五〇	一三、四		六〇	四〇、三	九〇	二六、二		〇〇	七八、九	〇〇	一一、〇		〇〇	三三、〇	〇〇	二二、〇		〇〇	六六、〇	〇〇	六六、〇	で	正午ま	時から	時	から	
八〇	一五、二		六〇	四五、八	五〇	一三、四		六〇	四〇、三	九〇	二六、二		〇〇	七八、九	〇〇	一一、〇		二〇	三三、〇	〇〇	二二、〇		四〇	六六、〇	〇〇		一五、二		六〇	四五、八	五〇	一三、四		六〇	四〇、三	九〇	二六、二		〇〇	七八、九	〇〇	一一、〇		〇〇	三三、〇	〇〇	二二、〇		〇〇	六六、〇	〇〇	六六、〇	時	まで	午後五	時から	時	から
八〇	二五、二		六〇	四五、八	五〇	一三、四		六〇	四〇、三	九〇	二六、二		〇〇	七八、九	〇〇	一一、〇		二〇	三三、〇	〇〇	二二、〇		四〇	六六、〇	〇〇		二五、二		六〇	四五、八	五〇	一三、四		六〇	四〇、三	九〇	二六、二		〇〇	七八、九	〇〇	一一、〇		〇〇	三三、〇	〇〇	二二、〇		〇〇	六六、〇	〇〇	六六、〇	時	まで	午後九	時から	時	から

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっていない利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）（当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 三重県生涯学習センター

区分	金額(円)		
	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後六時まで	午後六時から午後九時まで
視聴覚室	一六、一九、三一九、三六〇〇	五〇	五〇
大研修室	一三、一五、八二五、八五七〇	四〇	四〇
中研修室	七、〇八、〇四八、〇四三〇	〇	〇
四階小研修室	四、五五、五二五、五二〇	〇	〇
その他の場	二、二二、七五二、七五〇	〇	〇

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっていない利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）（当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 三重県生涯学習センター

区分	金額(円)		
	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後六時まで	午後六時から午後九時まで
視聴覚室	一六、一八、八二八、八一四〇	二〇	二〇
大研修室	一三、一五、四二五、四二〇〇	〇	〇
中研修室	六、八七、八二七、八二四〇	〇	〇
四階小研修室	四、三五、三七五、三七九〇	〇	〇
その他の場	二、二二、六八二、六八〇	〇	〇

二階小 研修室	合	五〇	〇	〇
	営利又は宣 伝を目的と する催物の 場合	四、五五、五二五、五二	〇	〇
その他の場 合	合	二、二二、七五二、七五	〇	〇
	その他の場 合	〇	〇	〇

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となっている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

四 三重県男女共同参画センター

日 平										区 分			金 額(円)			
入場料	入場料	入場料	下の場	円以	が千	の額	び入	合及	い場	徴収	料を	入場	営利又	午後九時から	午後一時から	午後六時から
は宣伝	は宣伝	は宣伝		のとき	その他			とき	催物の	を目的とする	は宣伝	営利又	〇八〇	一五、二二、六二二、六	二〇	二〇
を目的	を目的	を目的														

二階小 研修室	合	九〇	〇	〇
	営利又は宣 伝を目的と する催物の 場合	四、三五、三七五、三七	〇	〇
その他の場 合	合	二、一一、六八二、六八	〇	〇
	その他の場 合	〇	〇	〇

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となっている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

四 三重県男女共同参画センター

日 平										区 分			金 額(円)			
入場料	入場料	入場料	下の場	円以	が千	の額	び入	合及	い場	徴収	料を	入場	営利又	午前九時から	午後一時から	午後六時から
は宣伝	は宣伝	は宣伝		のとき	その他			とき	催物の	を目的とする	は宣伝	営利又	六七〇	一四、二二、〇二二、〇	〇〇	〇〇
を目的	を目的	を目的														

房工活生		ム ル シ ヨ ツ セ			C 室 ナ ミ セ		B 室 ナ ミ セ		A 室 ナ ミ セ		室 議 会 別 特			
その他	場合	全部使用 とする 催物の 場	を目的 とする は 営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	以上 の 場 合	入 場 料 の 額 が 五 千 一 円
六、六七、六六七、六六		三三〇	一三、一五、三一五、三三〇	五二〇	四〇	五、四六、三九六、三九〇	八二〇	二、五〇	五、四六、三九六、三九〇	八二〇	二〇	〇六〇	四一〇	二六、四一、五四一、五
		三三〇	一三、一五、三一五、三三〇	六〇〇	〇	〇	一〇、二二、八二二、八二〇	〇	〇	〇	〇	七〇	一〇	四一、五四一、五
		三三〇	一三、一五、三一五、三三〇	六〇〇	〇	〇	一〇、二二、八二二、八二〇	〇	〇	〇	〇	七〇	一〇	五四一、五

房工活生		ム ル シ ヨ ツ セ			C 室 ナ ミ セ		B 室 ナ ミ セ		A 室 ナ ミ セ		室 議 会 別 特			
その他	場合	全部使用 とする 催物の 場	を目的 とする は 営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	その 他 の 場 合	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物 の 場 合	以上 の 場 合	入 場 料 の 額 が 五 千 一 円
六、四七、四五七、四五		九六〇	一一、一四、九一四、九一〇	五一〇	二〇	五、二六、二二六、二二〇	五一〇	三〇	五、二六、二二六、二二〇	五一〇	七〇	六八〇	二五、四〇、三四〇、三	
		一〇	一四、九一四、九一〇	五九〇	〇	〇	六〇	〇	〇	〇	〇	六〇	六〇	四〇、三四〇、三
		一〇	一四、九一四、九一〇	五九〇	〇	〇	六〇	〇	〇	〇	〇	六〇	六〇	三四〇、三

ム	ル	ス	ネ	ト	ツ	イ	フ	室 茶			室 和			三分の一 使用			三分の二 使用		
								その他の場合	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	その他の場合	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	その他の場合	その他の場合	催物の 場合	その他の 場合	その他の 場合	催物の 場合	その他の 場合
							その他の場合	八、一六〇	三、五〇〇	一、一六〇	二、二〇〇	四、二〇〇	一、一〇〇	二、二〇〇	四、五〇〇	一、一〇〇	四、五〇〇	九、〇〇〇	六、〇〇〇
							営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	一、九〇〇	六、〇〇〇	一、八〇〇	二、一〇〇	二、五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇〇〇	〇
							その他の場合	四、二〇〇	六、〇〇〇	一、八〇〇	二、一〇〇	二、五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇〇〇	〇
							営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	四、二〇〇	六、〇〇〇	一、八〇〇	二、一〇〇	二、五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇〇〇	〇

備考

一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から

ム	ル	ス	ネ	ト	ツ	イ	フ	室 茶			室 和			三分の一 使用			三分の二 使用		
								その他の場合	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	その他の場合	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	その他の場合	その他の場合	催物の 場合	その他の 場合	その他の 場合	催物の 場合	その他の 場合
							その他の場合	七、九〇〇	九、〇〇〇	一、五〇〇	二、七〇〇	四、一〇〇	九、〇〇〇	二、一〇〇	四、三〇〇	九、〇〇〇	八、七〇〇	八、〇〇〇	
							営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	一、六〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	二、四〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	七〇〇	〇	
							その他の場合	一、六〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	二、四〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	七〇〇	〇	
							営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	一、六〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	二、四〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	七〇〇	〇	

備考

一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から

午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となつている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一 平方メートル(一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。) 当たり一年間につき三九、六〇〇円(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一 平方メートル(一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。) 当たり一年間につき三九、六〇〇円(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 四六、二八〇円

午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となつている利用時間の三十分当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	一年間の金額(円)
レストラン(事務室及びロッカーを含む。)	三、六五三、二四〇
その他の場所(一平方メートル当たり)	三八、五〇〇

備考

一 その他の場所については、利用する面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。

二 金額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一 平方メートル(一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。) 当たり一年間につき三八、五〇〇円(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 四五、〇〇〇円

7 議案第103号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第8号)

【一般会計】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	6,411,905	▲ 50,510	6,361,395
4 衛生費	6 環境保全費	6,063,710	▲ 456,327	5,607,383
10 教育費	8 私学振興費	8,929,399	▲ 78,787	8,850,612
合計		21,405,014	▲ 585,624	20,819,390

平成25年度三重県一般会計補正予算(第8号)主要項目(環境生活部関係)

(単位:千円)

款 項目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	説明(主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	地域女性活躍促進事業費	0	4,918	4,918	国の補正予算を活用した、地域経済団体等と連携して企業等における女性の登用、活躍を促進するための経費の増
(3) 文化振興費	文化活動連携事業費	44,738	▲ 9,102	35,636	国補事業採択に伴う「みえミュージアム活性化事業実行委員会」負担金の減など
	三重県文化振興基金積立金	1,513	62,322	63,835	文化振興費寄附金(総合博物館活動運営)等の積立による増
	新県立博物館整備事業費	1,528,437	▲ 29,260	1,499,177	工事請負費及び委託料の入札差金による減
	文化交流ゾーン環境整備事業費	179,669	▲ 33,222	146,447	工事請負費の入札差金による減
	新博物館整備推進緊急雇用創出事業費	25,777	▲ 10,133	15,644	委託料の入札差金による減
(6) 国際化対応費	留学生支援事業費	45,133	▲ 23,500	21,633	奨学金給付対象者数の精査による減
(8) 総合文化センター費	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	240,765	▲ 17,100	223,665	修繕料の入札差金による減
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	環境保全基金積立金	227,277	▲ 36,456	190,821	産業廃棄物税の平成24年度分積立金精算等による積立金の減
(2) 廃棄物対策費	最終処分場確保事業費	296,461	▲ 18,452	278,009	補助対象事業費の精査による減
	環境修復事業費	1,504,095	▲ 313,107	1,190,988	事業費(工事請負費等)の精査等による減
(3) 環境指導費	伊勢湾行動計画推進事業費	138,905	▲ 34,483	104,422	海岸漂着物回収・処理事業費等の所要額精査による減
	浄化槽設置促進事業補助金	353,996	▲ 13,236	340,760	市町補助事業の執行見込み精査による減
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,901,934	▲ 74,259	1,827,675	就学支援金所要額の精査等による減
【歳入】	(節区分)				
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(9) 教育費補助金	高等学校等就学支援金交付金	1,897,474	▲ 77,809	1,819,665	私立高等学校等就学支援金交付事業費に充当
11 寄附金					
1 寄附金					
(8) 総務費寄附金	文化振興費寄附金	0	60,160	60,160	三重県文化振興基金積立金に充当
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	昭和学寮顕彰人材育成基金繰入金	76,316	▲ 25,973	50,343	留学生支援事業費等に充当
	海岸漂着物地域対策推進基金繰入金	136,380	▲ 33,981	102,399	伊勢湾行動計画推進事業費に充当
14 県債					
8 県債					
(2) 衛生債	産業廃棄物不法投棄対策事業費充当	1,421,000	▲ 292,000	1,129,000	環境修復事業費に充当

平成25年度一般会計補正予算（第8号） 債務負担行為（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

事項	期間	限度額	設定理由
環境危機対応分析機器保守点検業務委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	4,891	平成26年度から事業執行を行うため、今年度中に契約手続きを行う必要があるため。
ガスクロマトグラフ質量分析装置ほか保守点検業務委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	6,243	
液体クロマトグラフ質量分析装置ほか保守点検業務委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	5,152	
人権センター図書システム運用保守業務委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	485	
みえ県民交流センター清掃業務委託に係る契約	平成26年度	114	消費税率の変更に伴う限度額の追加
みえ県民交流センターの指定管理に係る契約	平成26年度～平成28年度	2,412	
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る契約	平成26年度～平成27年度	2,228	
新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	平成26年度～平成30年度	2,260	
新三重県立博物館清掃等業務委託に係る契約	平成26年度	265	
新三重県立博物館自家用電気工作物保安管理業務委託に係る契約	平成26年度	20	
新三重県立博物館設備保守管理業務委託に係る契約	平成26年度	726	
新三重県立博物館警備業務委託に係る契約	平成26年度～平成29年度	3,555	

平成25年度一般会計補正予算（第8号） 繰越明許費（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
衛生費	環境保全費	水環境保全対策費	24,000

【変更】

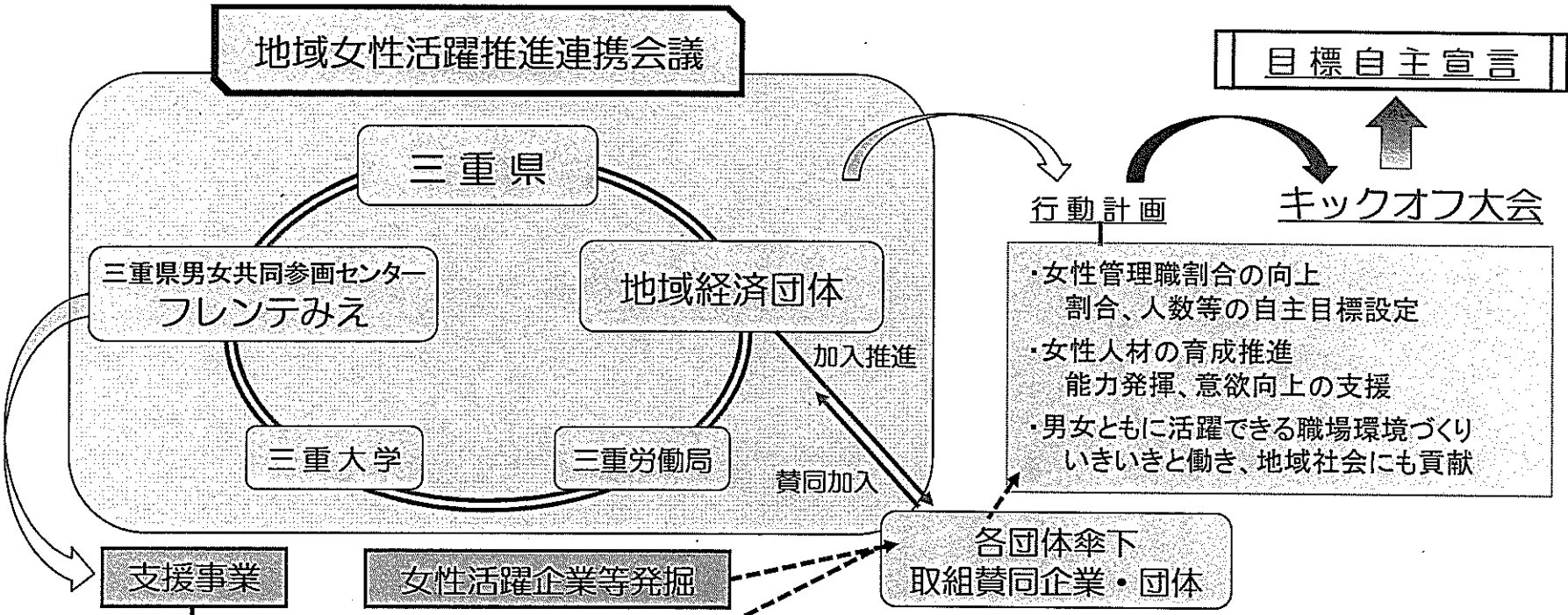
（単位：千円）

款	項	事業名	補正前	今回補正額	補正後
総務費	生活文化費	斎宮跡保存対策費	284,891	21,900	306,791
総務費	生活文化費	働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進費	1,588	4,918	6,506
衛生費	環境保全費	環境修復事業費	209,250	613,950	823,200

(新) 地域女性活躍促進事業 (三重県女性の活躍推進計画) 【予算額 4,918千円】

目的

企業等における女性の登用、女性の活躍を推進するとともに、男女ともに働きやすい職場づくりを進め、指導的地位に女性が占める割合の向上と地域経済の活性化を図る。
 同時に、男女がいきいきと働き、地域社会に貢献できる、幸福実感日本一の三重県を目指す。



- ・女性の育成・登用推進企業支援事業
 企業の経営者等を対象に、成功事例を通して女性の登用・活躍の必要性への理解を深め、取組を学ぶセミナーの開催
- ・女性キャリアアップ支援&ネットワーク構築事業
 女性の管理職登用キャリアアップ講座、企業、業種を越えた女性管理職ネットワークの構築と交流会等の開催
- ・女性の起業・創業支援事業
 起業・創業を考える女性が持つ思いやアイデアを形にし、事業化することを支援する講座の開催

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の規定に基づく提出資料
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町 238 他14法人1団体	4,762,421 (H26.6)	私立高等学校等における 教育に係る経常的経費に 助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に 基づいた特色ある教育の 向上への支援及び保護者 の経済的負担の軽減を図 る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等 交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育費	私学振 興費	私学振 興費	私立学校振興 費
2	私立特別支援学 校振興補助金	学校法人 特別支 援学校聖母の家学 園 四日市市波木町 398-1	164,797 (H26.7)	私立特別支援学校におけ る教育に係る経常的経費 に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	私立専修学校振 興補助金	学校法人 大橋学 園 四日市市浜田町 13-29 他17法人・ 1個人	46,248 (H26.7)	私立専修学校における教 育に係る経常的経費に助 成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	私立学校校舎等 耐震化整備費補 助金	学校法人 特別支 援学校聖母の家学 園 四日市市波木町 398-1 他1法人	22,691 (H27.3)	学校法人が行う校舎等の 耐震診断、耐震計画、耐震 設計、耐震補強工事、耐震 改築工事に係る経費に助 成する。	(目的・理由) 私立学校における校舎等 の耐震化事業に対して助 成を行うことにより、安心し て学べる環境の整備を促 進する。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等 交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
5	私立高等学校等 教育費負担軽減 事業費	学校法人 伊勢学 園 伊勢市黒瀬町562- 13 他26法人等	122,659 (H26.6)	私立高等学校等に修学す る生徒の教育経費に対し 助成する。	(目的・理由) 私立高等学校等に修学す る生徒の教育経費に対し て助成を行うことにより、保 護者の経済的負担を軽減 し、生徒の修学を支援す る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等 交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育費	私学振 興費	私学振 興費	私立学校振興 費
6	斎宮跡普及・啓 発活動等支援補 助金	明和町 多気郡明和町馬之 上945	18,938 (H26.4)	斎宮跡体験学習施設の効 果的・効率的な普及・啓発 事業等を展開するための 経費を補助する。	(目的・理由) 斎宮歴史博物館と一体と なり斎宮跡の活用事業、情 報発信において重要な役 割を担っている斎宮跡体 験学習施設で実施する斎 宮跡の効果的、効率的な 普及・啓発事業等の展開 を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等 交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物 館、いつきのみや歴史体 験館が有機的に結びつ き、生涯学習の拠点として 活用されることは、県民文 化の向上につながるもの であり、その一翼を担う公 共施設(いつきのみや歴史 体験館)への経費補助は 公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文 化費	斎宮歴 史博物 館費	斎宮歴史博物 館費

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	石綿健康被害救済基金への拠出	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	13,120 (H26.7)	「石綿による健康被害の救済に関する法律」第32条第2項の規定により、独立行政法人環境再生保全機構に設置された石綿健康被害救済基金に対して、国が都道府県に求めた額を拠出する。	(目的・理由) 国、県及び事業者が拠出する石綿健康被害救済基金から石綿健康被害者に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく医療費等の給付を行うことで、石綿による健康被害者の救済を図る。 (根拠) 石綿による健康被害の救済に関する法律	外部(不)経済 本来、原因者が石綿健康被害者にその損害を賠償すべき責任を負うが、①長い潜伏期間であること、②石綿が広範な分野で利用されてきたため、飛散と個別の健康被害に係る因果関係が立証困難であることから、民事責任とは切り離して救済する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	アスベスト飛散対策事業費
8	浄化槽設置促進事業補助金	未定	175,513 (H27.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県費補助(補助率1/3・上限あり)を行う。 また、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県費補助(補助率1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	同上	同上	同上	同上	浄化槽設置促進事業補助金

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	(部局名:環境生活部) (単位:千円)			
								支出科目			
								款	項	目	事業名
9	浄化槽市町整備促進事業補助金	未定	51,035 (H27.3)	高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置額を除いた額の1/2を県費助成する。 単独浄化槽や汲み取りから市町村型合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県費補助(補助率1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が設置主体となって高度処理型浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 各家庭からの生活雑排水を公共用水域に放流するに当たり、排水の汚濁量を減じる施設であり、社会的便益をもたらす施設であるため施設整備へ公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	浄化槽設置促進事業補助金
10	隣保館整備費補助金	津市 津市西丸之内23-1	54,000 (H27.3)	市町が設置している隣保館における、増改築および耐震、バリアフリー等の改修工事に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
11	同上	明和町 多気郡明和町大字 馬之上945	27,715 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
12	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	14,477 (H27.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
13	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	17,248 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	20,423 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	津市 津市西丸之内23-1	84,729 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
16	隣保館運営費等補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	24,832 (H27.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
17	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目 7-29	22,871 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
18	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	59,053 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
19	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	16,513 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
20	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	10,242 (未定)	PCB廃棄物の処理には多額の費用が必要なことから、処理費用負担能力の小さい中小企業に助成するため独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に国とともに拠出する。	(目的・理由) PCB廃棄物処理基金から中小企業の行う処理費用の一部を補助することで、中小企業の負担を軽減し、PCB廃棄物の早期処理を図る。 (根拠) 独立行政法人環境再生保全機構法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 PCB廃棄物の処理費用は高額であり、中小企業者にとっては過重な負担となることから、PCB廃棄物の処理の推進のためには、その負担の軽減が必要である。また、中小企業者の処理を推進することで、紛失等による環境汚染の危険性を防止することが可能となる。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物適正処理推進事業費
21	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	25,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージにマイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	同上	同上	同上	同上	最終処分場周辺環境整備事業費